

平成25年6月12日

都道府県協会・関係団体 御中
ブロック競技部長・審判長 殿
都道府県競技部長・審判長 殿
公認TD・TO・J・UM・審判員 各位

(公社)日本ホッケー協会 技術委員会
委員長 西田 範次
同 競技部長 中村 康夫
同 審判部長 千野 雅人
(公印省略)

2013年度規則国内運用の一部変更について(通達)

梅雨の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より技術委員会の諸事業に対しまして、格別のご協力を賜り深く感謝いたしております。

さて、「2013年度国内大会における規則変更並びにレギュレーションについて」(2013年3月1日付)、並びに「2013年版競技規則の訂正並びに規則解釈について」(2013年4月2日付)で、平成25年度の国内大会に向けた規則やレギュレーションにつきまして確認をさせていただきました。その後、いくつかの疑義が生じたため、FIHに確認したり、審判部会で協議したりして、次のとおり変更させていただくことといたしました。つきましては、貴所属関係機関及び関係団体に対しまして周知いただきますようお願い申し上げます。変更が度重なり、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この件に関して疑義がございましたら、技術委員会審判部規則担当:平尾までお問い合わせ下さい。

記

- 1 フリーヒットの要件が適用される再開プレイの再開方法について
(フリーヒット、センターパス、ヒットイン等)
4月2日付通達文書で示した次の3の①及び②の項については、削除させていただきます。
① フリーヒットにおいて、ドラッグ(引きずり)を行ってはならない。
② フリーヒットにおいて、直接ドリブルをすることは許されない。
つまり、ボールをプレイする際のドラッグ(引きずり)や直接ドリブルは認められる。ただし、その行為によって危険を誘発したり、危険なプレイをしたりすることは許されない。
- 2 グリーンカードの2分退場者、イエローカード一時(5分か10分)退場者の再入場について
グリーンカードやイエローカードで退場処分が科せられていた選手の退場時間が終了し、再入場が許された時が、ペナルティコーナー実施中であった場合の再入場は、3月1日付「2013年度の国内大会で実施するレギュレーション一覧表」の第1項目の実施方法・留意点について次のとおり変更する。
一時退場処分が科せられていた選手の退場時間が終了し、再入場が許された時が、ペナルティコーナー実施中であった場合でも、その選手の再入場は可能である。ただし、ペナルティコーナーの実施を遅らせることは許されない。
また、その選手がフル装備のゴールキーパーであった場合には、退場時間が解除されていたとしても、再入場に際して時間を停止させる必要があるため、競技規則2.3の項にあるゴールキーパーの交代の要件を満たしていなければならない。
- 3 上記1, 2の変更については、2013年6月12日以降の試合で適用されることとする。

このことについての問合せは、技術委員会 審判部 平尾 豊 まで

E-mail a54_hirao@yahoo.co.jp TEL 090-7372-0054